

ごみ処理のマナー、守れていますか？

市民生活課（内線535）



不法投棄処理は大変！

「不法投棄」とは、指定された場所以外に違法に物を捨てる行為です。心ない人たちによって不法投棄されたごみは、その回収に多くの費用（税金）と労力がかかっています。これくらいなら大丈夫…と思っている人、いませんか？

市で収集できないごみは どうするの？

事業所から排出されるごみや、家庭で一時的に生じたごみ（改築等で出た廃棄物など）は、市では収集できませんので、一般廃棄物処理許可業者へ依頼してください。

い。また、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコンの処分については、家電リサイクル法により、関係する全ての人々が協力してリサイクルを進めています。各メーカーにお問い合わせの上、適切な処分をお願いします。

ごみの野焼きは禁止です！

野焼きは、大量の黒煙や臭いが発生し、周囲に大変な迷惑をかけることになるほか、燃やす廃棄物によっては、猛毒のダイオキシン発生の可能性もあります。このため、処理基準に従って行われぬ野焼きは、法律で禁止されています。地面で焼却を行う場合のほか、ドラム缶での焼却、ブロック積み焼却や穴を掘ったところでの焼却も野焼きに該当します。

この法律に違反した場合は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又は併科に処されます。

※焼却禁止の例外

風俗慣習上の行事や農作業で直接必要な場合、また、たき火、風呂炊きなどは、禁止の対象から外れています。ただし、これらの場合もごみを混入せず、風向きなど周囲に迷惑がからないよう十分注意する必要があります。

年末年始のごみ収集

月	日	本庁地区	双海地区	中山地区						
12	29(木)	通常収集	通常収集	通常収集						
	30(金)	通常収集	全域収集	通常収集						
	31(土)	休 み								
1	1(日)				休 み					
	2(月)							休 み		
	3(火)	休 み								
	4(水)									
5(木)	通常収集				通常収集	通常収集				

○通常収集については、該当する曜日によって収集する地域が異なりますので、ごみカレンダー等でご確認ください。

○し尿汲み取りは、12月29日から1月3日までお休みします。年末は込み合いますので、お早めの依頼をお願いします。

■問い合わせ

市民生活課（内線535）、双海地域事務所市民生活課（☎986-1112）、中山地域事務所市民生活課（☎967-1111）へ。

12月議会

傍聴してみませんか！

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

12月市議会定例会の日程

月	日	内 容	
12	8(木)	本会議	①決算審査特別委員長報告（質疑・討論・表決） ②議案上程、提案理由の説明
	12(月)	〃	①議案質疑、委員会付託 ②陳情委員会付託
	14(水)	〃	一般質問
	15(木)	〃	〃
	16(金)	委員会	各常任委員会
	19(月)	〃	〃
	22(木)	本会議	①委員長報告（質疑・討論・表決） ②その他（閉会）

■問い合わせ 議会事務局（内線606・607）へ。

製造事業所の皆さんへ
工業統計調査にご協力を!

「平成17年工業統計調査」を12月31日現在で実施します。調査の実施にあたっては、12月から平成18年1月にかけて調査員が事業所にお伺いしますのでご協力ください。

なお、調査票に記入していただいた内容は、統計法にもとづき秘密を厳守しますので、正確なご記入をお願いします。

また、調査員は愛媛県知事から任命された地方公務員で、知事が交付した「調査員証」を必ず身に付けていますのでご確認ください。

■問い合わせ

企画情報課(内線588)へ。

水は「限りある資源」です。水道水を大切に利用するために、漏水調査を上水道給水区域内(水道管を埋設している所)で実施することになりました。
この作業は、水道管の目に見えない部分の漏水を調べる作業のためです。



「漏水調査」にご協力を!

水道課(内線713)

め、路上で配水本管を調査する夜間作業(路面音調)を実施します。調査の状況によっては、宅地内にあるメーターを点検する昼間作業(戸別調査)を行うこともあります。作業は、できるだけ迅速に行いますので、皆さんのご協力をお願いします。

■予定調査期間

12月上旬～平成18年1月下旬

■調査時間

○昼間作業 9時～17時

○夜間作業 20時～5時

■委託業者

日本漏水調査株式会社 広島営業所
(広島県広島市西区観音本町1丁目15番14号)

上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
12	3(土)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	4(日)	未来設備 尾崎	983-5282
	10(土)	(株)伊予設備 米湊	983-4613
	11(日)	岩井水道工業所 大平	983-3066
	17(土)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	18(日)	(株)ギケン 稲荷	983-5576
	23(金)	功栄設備 中村	982-5888
	24(土)	K. シマダ 下吾川	983-6553
	25(日)	(有)港南設備 稲荷	982-4487
	29(木)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598
	30(金)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	31(土)	岩井水道工業所 大平	983-3066
1	1(日)	(株)ギケン 稲荷	983-5576
	2(月)	(有)港南設備 稲荷	982-4487
	3(火)	佐伯工業所 灘町	983-1244

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

中山地区	(有)升田金物店	☎967-0067
	(有)田中興業	☎967-0558
	(株)中山建設	☎967-1035
	(有)栄電機設備	☎967-1318
双海地区	藤岡工業(株)	☎986-0350

= 市内の交通事故状況 =

(10月末日現在)

	10月	累計	前年比
発 生	28件	227件	- 9件
死 者	1人	8人	+ 5人
傷 者	34人	288人	-17人

シートベルトを正しく着用しましょう!

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(10月中)

	発 生	累 計	前年比
侵 入 盗	16件	71件	-13件
自 動 車 盗	1件	6件	- 4件
オ ー ト バ イ 盗	4件	24件	+ 1件
自 転 車 盗	15件	90件	+ 1件
車 上 ね ら い	4件	42件	-17件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

あなたの未来を支えます！国民年金

国民年金は

世代と世代の助け合いの制度

国民年金制度は、国民みんなが加入し、若い世代が年金世代を支える仕組みになっています。私たちが納める保険料が、今のお年寄りの生活を支え、私たちが年老いたときには、次の世代の人たちが納める保険料によって支えられる、国民全体の支え合いの制度です。

あなたとあなたの家族のために

忘れずに保険料納付を

私たちが受ける国民年金の給付には、将来、年をとったときの生活の支えとなる「老齢基礎年金」(※1)がありますが、実はそれだけではありません。万一のけがや病気などが原因で、障害者になったときに支払われる「障害基礎年金」(※2)や、不幸にも亡くなられたときに支払われる「遺族基礎年金」(※3)などがあります。ただし、保険料を納められると支給額が少なくなったり、場合によっては受けられなくなったりします。保険料は、納付期限から2年を過ぎた場合、後で納めたくても納めることができなくなります。保険料納付は、自分自身の老後の基礎を築くためにも、また、あな

市民生活課（内線536）

たの家族のためにも大切です。忘れずに納めましょう。

(※1) 原則として、保険料を納めた期間と免除された期間などを合わせて25年以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。納めた保険料によって、受け取る年金額が変わります。

(※2) 原則として、国民年金加入中に初診日がある病気・けがで障害者になったときに支給されます。ただし、保険料納付についての条件があります。

(※3) 国民年金に加入している人又は老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが亡くなったときに、その人の子のある妻又は子に支給されます。ただし、保険料納付についての条件があります。

保険料納付が困難な方は

保険料免除制度があります

所得（収入）の減少や失業等で、保険料の納付が困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

免除承認されると、将来、老齢基礎年金を請求する場合には、支給資格期間に算入され、障害・遺族基礎年金を請求する場合には、納付期間と同じ扱いになります。

防火ポスター
最優秀作品の紹介



伊予消防署が、市内の小学4年生を対象に募集していた『平成17年度防火ポスター』の入賞作品が決まりました。その中の最優秀作品をご紹介します。

平石穂乃香さん(郡中小4年)



福本健さん(郡中小4年)



玉井成実さん(伊予小4年)



中村千佳子さん(北山崎小4年)



宮尾 由奈美さん(南山崎小4年)



皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
緊急自動車の走行にご協力を！

伊予消防署 ☎ 982-0657

皆さんは、消防用緊急自動車(消防車、救助工作車、救急車等)がサイレンを鳴らして近づいてきたらどうしますか？

これらの緊急自動車は、一刻も早く火災などの災害現場に駆けつけ、消防活動や救助活動を行い、被害を最小限に食い止め、また急病人などに応急処置等を行い、速やかに病院へ搬送しなくてはなりません。

緊急自動車は、緊急時に迅速に走行するため、法律により優先して走行できるように特例を認められています。しかし、皆さん一人一人の理解と協力がなければ、円滑な緊急走行はできません。

○緊急自動車が接近してきた場合には、一般車両は周囲の状況に配慮しながら、速やかに進路を譲ってください。

○交差点付近では、交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止してください。

○狭い道路などで停車する場合には、通行に支障がないように配慮してください。

○消防用緊急自動車が、緊急走行



時にサイレンを鳴らすことは法律で義務付けられています。夜間等の緊急走行時のサイレン音に対し、皆さんのご理解をお願いします。

運転されているあなた。サイレンを鳴らして走る緊急自動車の行く先には、一秒でも早い到着を待っている人がいることを忘れないでください。今後も緊急自動車が接近してきた時は、道を譲っていただきますよう、ご協力をお願いします。



『緊急消防援助隊』の創設

平成7年1月17日、5時46分ごろ、突如、神戸市を中心とした近畿地方を襲った大地震。

この阪神・淡路大震災(平成7年兵庫県南部地震)の被害は、死者6,432人、負傷者43,792人、住家被害512,880棟にもおよび、戦後最大級の震災となりました。

この地震で発生した火災の火や建物の下敷きになった多くの人の救助のために、地元の消防本部や消防団はもとより、全国41都道府県の451消防本部から、延べ約32,000人の消防職員による広域的な応援活動が行われました。

しかし、あまりにも多くの死傷者が出るなど、規模の大きな災害であったため、災害時の消防活動についても多くの教訓を残すこととなったほか、消防職員の数や活動範囲に限界があるなどの問題が

生じました。
こうした背景の中で、国内で発生した地震等の大規模な災害時における人命救助などを効果的に行うため、平成7年6月30日、『緊急消防援助隊』を発足させ、わが国における災害救助の輪を広げることになりました。

この『緊急消防援助隊』は、大地震が発生した際に、消防庁長官から各都道府県知事への要請により出動するもので、被災地の消防の応援のため速やかに向い、人命救助活動などを行うことを任務としています。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(10月末日現在)

種別	10月分		累計(1月から)	
	火災件数	本庁 1 中山 1 双海 0	2	本庁 16 中山 3 双海 3
救急出場件数	本庁 112 中山 20 双海 16	148	本庁 1,168 中山 185 双海 202	1,555

☎ **火災・救急 → 119**
火災救急病院 案内 982-5959